

工事請負契約書等の改正に伴う公正入札違約金の取扱いについて

平成18年4月3日

宮城県出納局契約課

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に基づき、平成18年4月1日から工事請負契約書及び設計業務等委託契約書が改正されたことに伴い、平成18年3月31日以前に宮城県と契約を締結している工事請負契約書の第50条の2及び設計業務等委託契約書第48条の2の規定については下記のとおり読み替えることとし、談合等の違反行為があった場合には、請負代金の額の100分の20に相当する公正入札違約金を請求いたしますので御了知願います。

記

(公正入札違約金)

第50条の2 乙は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、請負代金の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を甲に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独禁法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、同条第6項に定める期間内に、当該排除措置命令についての審判を請求しなかったとき。
- (2) 排除措置命令を受け、独禁法第49条第6項の規定により請求した審判に係る審決(当該排除措置命令の全部を取り消すものを除く。以下同じ。)について、独禁法第77条第1項に定める期間内に当該審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。
- (3) 排除措置命令を受け、独禁法第49条第6項の規定により請求した審判に係る審決について独禁法第77条第1項の規定により提起した取消しの訴えに係る判決(当該審決の全部を取り消すものを除く。)が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

【上記は工事請負契約書の場合。設計業務等委託契約書の場合は第50条の2を第48条の2に読み替える。】